

# 認証の詳細

## ＜幼児用ベッドガード＞

### － 目 次 －

#### 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

#### 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	1. 適切に切断加工ができること。
2. 曲げ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	2. 適切に曲げ加工ができること。
3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	3. 適切に穴あけ加工ができること。
4. プレス加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	4. 適切にプレス加工ができること。
5. 防せい処理設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	5. 適切に防せい処理ができること。
6. 合成樹脂成型設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	6. 適切に合成樹脂成型加工ができること。
7. 裁断設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	7. 適切に裁断ができること。
8. 縫製設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	8. 適切に縫製加工ができること。
9. 組み立て設備	9. 適切に組み立てができる作業工具等の設備を備えていること。
ただし、切断加工、曲げ加工、穴あけ加工、プレス加工、防せい処理、合成樹脂成型、裁断、縫製設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部もしくは全部を備えることを要しない。	

表2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 外観及び構造設備	1. 基準1. (8)に規定するリングゲージとウエイトゲージ又はボールチェーンループと球形重りを備えていること。
2. 寸法試験設備	2. (1)基準2. (1)に規定するすき間の確認検査を行える測定具を備えていること。 (2)ベッドガードの高さ、長さ及びすき間の幅を測ることができる測定具を備えていること。 (3)基準2. (5)に規定するベッドガードのすき間を確認する測定具又は、トルソープローブを備えていること。
3. 強度試験設備	3. (1)フレーム上部中央及び端部に178Nの水平荷重を加えることができるプッシュプルゲージ又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。 (2)ガード部分側面に200Nの水平荷重を加えることができるプッシュプルゲージ又はこれと同等以上の性能を有するもの、当て板（直径10cmの円板）を備えていること。
4. マットレスとのすき間確認試験設備	4. 基準4に規定する以下の設備を備えていること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・トルソープローブ</li><li>・ウエッジプローブ</li><li>・マットレス支持台</li><li>・ウレタンマットレス</li><li>・スプリングマットレス</li></ul> <p>（詳細は検査マニュアルによる）</p>
5. 小部品及び付属品  ただし、該当する検査設備を要しない製品のみを製造する場合は、その検査設備を備えることを要しない。	5. 基準6.に規定する測定具及び小部品の誤飲確認シリンダを備えていること。

表3：型式区分（ロット認証と共に）

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
枠の材質	(1) 金属製のもの (2) その他のもの
転落を防止する部位の構造	(1) 柵状のもの (2) ネット状のもの (3) クッション状のもの (4) その他のもの
折り畳み構造	(1) あるもの (2) ないもの
枠の組立て	(1) あるもの (2) ないもの
固定用器具	(1) あるもの (2) ないもの
付属品	(1) あるもの (2) ないもの

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請手数料 11,000円/型式（税抜10,000円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。</li> <li>材料試験（食品衛生法370号）・（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</li> </ul>	三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ※検査手数料は直接検査機関に確認してください。	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。

また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

型式確認試験の申込先	送付先	試験試料の数
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 <生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126	1 個/型式 試料を送付する際は、メモ添付等分かることにしてください。

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

適合日より 3 年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 22mm × 22mm です。 交付単位は 50 枚です。   図 1 協会支給 SG ラベル  表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク(SGラベル)の代金(費用)は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	33円/個(税抜30円/個) ※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表9：SGマーク被害者救済制度の有効期限

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より3年間

## 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	<p>◆一般財団法人ボーケン品質評価機構</p> <p>＜生活用品試験センター＞</p> <p>〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24</p> <p>TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p>＜東京事業所＞</p> <p>〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1</p> <p>TEL 03-5669-1382 FAX 03-5669-1381</p> <p>＜名古屋営業所＞</p> <p>〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15</p> <p>TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p>＜岡山生活用品試験センター＞</p> <p>〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1</p> <p>TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上海愛麗服装検驗修理有限公司（中国）</li><li>・常州市波肯紡織檢測有限公司（中国）</li><li>・青島紡檢驗有限公司（中国）</li><li>・SGS 香港株式会社（中国）</li><li>・SGS Taiwan Limited（台湾）</li><li>・SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd. Guangzhou Branch（中国）</li><li>・SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd. Hangzhou Branch（中国）</li><li>・財団法人 FITI 試験研究院（韓国）</li><li>・PT. SGS INDOONESIA（インドネシア）</li><li>・SGS Vietnam Ltd.（ベトナム）</li><li>・SGS Thailand Ltd.（タイ）</li></ul>
------	---

表11：ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先
一般財団法人 ボーケン品質評 価機構	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ） 検査手数料は直接検査機関に確認してください。</p> <p>・材料試験（食品衛生法370号）・（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③） ① 33円/個（税抜30円/個） ② ロットの大きさ毎の額 ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	委託検査機関が 案内する方法に よりお支払いく ださい。

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。  
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表12：ロット認証のSGマーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は22mm×22mmです。</p>  <p>図1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。 申請者はSGラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付 してください。</p>

【作成・改正履歴】

2026/1/1：検査設備基準の変更 検査手数料の変更